

館山市看護師等修学資金貸付以外の奨学金制度を利用する方へ

看護師等の資格を取得するため、館山市看護師等修学資金貸付と併せて養成施設や医療機関等の奨学金制度を利用する方に、看護師等の資格取得後、館山市の修学資金の返還猶予・返還免除を受ける場合に、ご注意いただきたい点についてご案内します。『館山市看護師等修学資金貸付のしおり』と併せてお読みください。

《注意が必要な奨学金》

●御礼奉公が必要な奨学金

- (1) 看護師等養成施設（大学・専門学校等）が貸与する奨学金
- (2) 医療機関等が貸与する奨学金
- (3) その他御礼奉公が求められる奨学金
⇒返還不要の「給付型」の奨学金や、「貸与型」の奨学金で御礼奉公をせずに返還する場合は除きます。

※返還猶予や返還免除に影響しない奨学金・給付金

- (1) 国及び他の地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金
⇒千葉県修学資金や日本学生支援機構の奨学金は市の貸付金の返還猶予や返還免除に影響しません。
- (2) 看護師等養成施設・医療機関等及びその他の奨学金で、返還不要の「給付型」のものや、「貸与型」の奨学金で御礼奉公をせずに返還するもの
- (3) 教育訓練支援給付（雇用保険法）や高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）などの国費による給付的措置
⇒国費による給付的措置は、市の貸付金との併用が認められない可能性もあります。詳しくは給付担当機関にお問い合わせください。



館山市看護師等修学資金貸付条例施行規則では、市の修学資金以外の修学に伴う貸付けを「**特定修学資金**」と、特定修学資金の返還の債務の免除を受けるために、その貸付条件で定められた医療機関等で従事した期間を「**特定従事期間**」と規定しています。

ここでは「**特定修学資金**」を「**奨学金等**」と言い、特定修学資金の返還の債務の免除を受けるために、その貸付条件で定められた医療機関等で従事することを、「**御礼奉公**」と言います。「**特定従事期間**」のことは「**御礼奉公期間**」と言います。

《貸付金申請時の手続き》

○ 御礼奉公が必要な奨学金等を利用する場合は、看護師等修学資金貸付申請書（第1号様式）に必要事項の記入をお願いします。

(1) 「特定修学資金利用の有無」欄の「有」に○をつけてください。

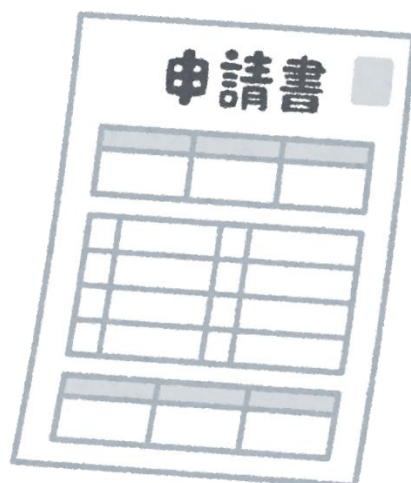
(2) 「特定従事期間（見込）」欄に見込まれる御礼奉公の期間を記入してください。

※市の修学資金の貸付決定後に、奨学金等の貸与を受けることになった場合、市健康課までご連絡ください。

様式記載例（該当部分のみ）

・看護師等修学資金貸付申請書（第1号様式）

特定修学資金 利用の有無	☒ 有 ・ 無	特定従事期間 (見込)	●年 ●月 ●日から ●年 ●月 ●日まで
-----------------	--	----------------	--------------------------



《返還猶予のための条件等》

●市の修学資金貸付と併用して御礼奉公が必要な奨学金等を利用した場合、看護師等の資格取得後、次に該当する間、申請によって返還猶予を受けることができます。【しおり8ページ1（3）及び（4）】

(1) 御礼奉公中

(2) 御礼奉公の終了後、直ちに安房郡市内の医療機関等で看護師等として従事し、市の修学資金の借受期間に相当するまで継続して従事している間

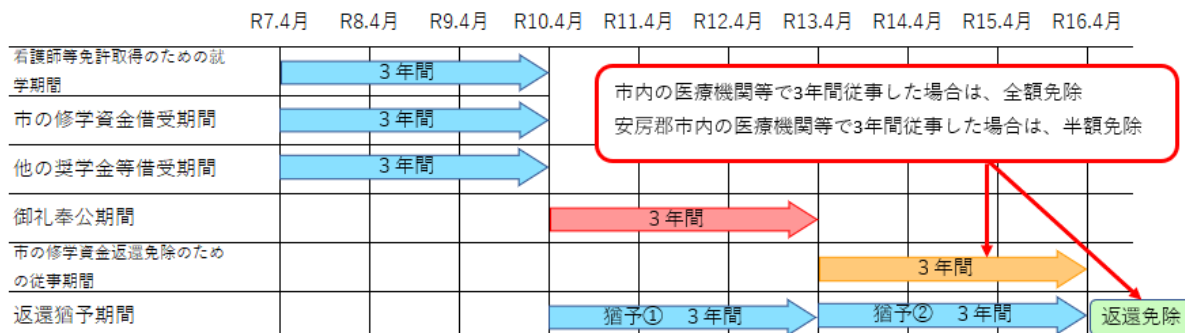
《返還免除のための従事条件等》

- 市の修学資金貸付と併用して、御礼奉公が必要な奨学金等を利用している場合、市の貸付金の返還免除を受けるためには、御礼奉公の終了後、直ちに安房郡市内の医療機関等で看護師として従事し、市の修学資金の借受期間に相当するまで継続して従事することが必要です。【しおり 8 ページ 2（1）及び 3】《返還免除に必要な従事期間の考え方》

- (1) 御礼奉公期間と市の貸付金の返還免除に必要な従事期間は重複することはできません。御礼奉公先が安房郡市内の医療機関等であっても、御礼奉公期間の終了後に市の貸付金の返還免除に必要な従事期間のカウントが始まります。【しおり 13 ページ Q20】
- (2) 御礼奉公を理由として返還猶予を受けた方が、御礼奉公の途中で、奨学金の一括返還等により御礼奉公を継続する必要がなくなった場合、市の貸付金の返還免除に必要な安房郡市内の医療機関等で看護師等として業務に従事した期間の算定に当たっては、奨学金の返還等により、御礼奉公を継続する必要がなくなった時点から起算して、安房郡市内の医療機関で継続して就業した期間が貸付期間に達することが必要です。この場合、返還猶予の事由が変わりますので、再度、返還猶予の申請が必要です。【しおり 9 ページ 4（3）】

御礼奉公期間と市の修学資金貸付返還免除のための 従事期間のイメージ

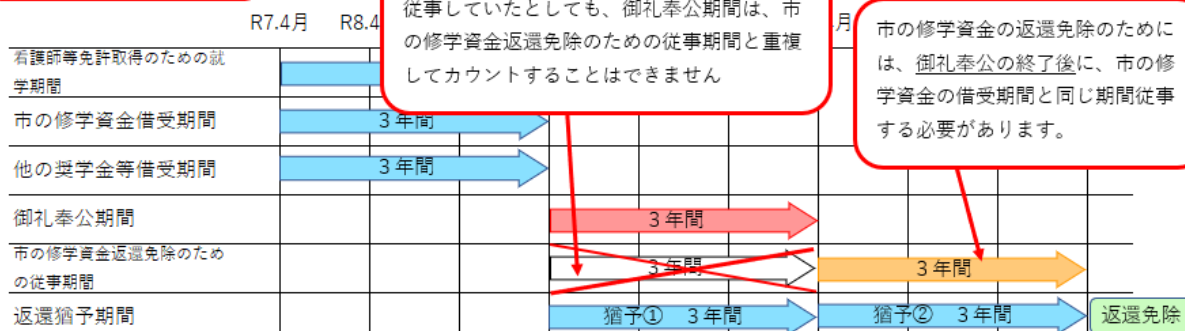
例①：市の修学資金貸付と他の奨学金を併用する基本的なケース



※猶予①、猶予②はそれぞれ申請が必要です。

※御礼奉公先が安房郡市内の医療機関等であっても、御礼奉公期間終了後、市の修学資金返還免除のため、別途、安房郡市内の医療機関等（お礼奉公先と同一でも可）で従事することが必要です。

ここに注意！



例②：御礼奉公を途中で打ち切る場合

	R7.4月	R8.4月	R9.4月	R10.4月	R11.4月	R12.4月	R13.4月	R14.4月	R15.4月	R16.4月
看護師等免許取得のための就学期間	3年間									
市の修学資金借受期間	3年間									
他の奨学金等借受期間	3年間									
御礼奉公期間（当初）				3年間						
御礼奉公期間（打ち切り後）				2年間			R12.3月末に奨学金一括返還、同4月以降御礼奉公継続不要			
市の修学資金返還免除のための従事期間（当初）							3年間			
市の修学資金返還免除のための従事期間（変更後）						3年間				
返還猶予期間（当初）				猶予① 3年間			猶予② 3年間			返還免除
返還猶予期間（変更後）				猶予① 2年		猶予② 3年間			返還免除	

※猶予①が変更になった時点で、猶予②の申請が必要です。

※御礼奉公の打ち切り以前に、御礼奉公として従事していた期間は、安房郡市内で勤務していた場合でも、市の修学資金返還免除のための従事期間には含めません。

例③：御礼奉公期間終了後、別の医療機関等に転職する場合

	R7.4月	R8.4月	R9.4月	R10.4月	R11.4月	R12.4月	R13.4月	R13.5月	R14.5月	R15.5月	R16.5月
看護師等免許取得のための就学期間	3年間										
市の修学資金借受期間	3年間										
他の奨学金等借受期間	3年間										
御礼奉公期間				3年間			R13.3月末に御礼奉公先を退職				
御礼奉公先から他の医療機関等（安房郡市内）に転職							1ヶ月以内		R13.4月末までに安房郡市内の医療機関等に就職		
市の修学資金返還免除のための従事期間							3年間				
返還猶予期間				猶予① 3年間			猶予②	猶予③ 3年間			返還免除

※市の返還免除を受ける場合には、転職先は安房郡市内の医療機関等とする必要があります。

※新たな医療機関等に就職後、退職・就職の届出とともに、猶予③の申請をしてください。

※猶予②の期間（転職に必要と認める期間）は最大でおおむね1か月間です。この間は手続き不要で返還を猶予しますが、それを過ぎると全額返還になります。



《返還猶予申請時の手続き》

- 看護師等養成施設卒業後、御礼奉公期間中は返還猶予の対象になります。返還猶予を申請する場合は、看護師等修学資金返還猶予申請書（第10号様式）とともに、必要な書類を提出してください。

(1) 「猶予を受けようとする事由」欄には「他の奨学金等を借り受け、御礼奉公中のため」と記入してください。

(2) 「猶予希望期間」欄に御礼奉公の期間を記入してください。

(3) 就業先の「特定修学資金の免除に向けた就業の有無」欄の「有」に○をつけてください。

※返還猶予を申請する際には、御礼奉公期間に対する返還の猶予であることを明示するため、必ず上記（1）～（3）につきご記入ください。

※故意か故意でないかにかかわらず、上記（1）～（3）を明記せず、本来御礼奉公期間であるものを、市の返還免除のための従事期間として猶予を受け、その猶予期間満了後に返還免除の申請をした場合は、これを却下し、全額返還となります。

- 御礼奉公期間終了後、市の修学資金の返還免除を受けるため、引き続き安房郡市（館山市を含む）内で看護師等の業務に従事する場合は、再度、看護師等修学資金返還猶予申請書を提出してください。

(1) 安房郡市内の医療機関等に御礼奉公した場合、引き続き同一の医療機関等で勤務を続ける場合であっても、改めて返還猶予申請書の提出が必要です。

(2) 御礼奉公をした医療機関等が安房郡市外だった場合、御礼奉公期間の満了後、直ちに（概ね1か月以内）に安房郡市内の医療機関等に転職することが必要です。

様式記載例（該当部分のみ）

・看護師等修学資金返還猶予申請書（第10号様式）

猶予を受けようとする事由		他の修学資金を借り受け、御礼奉公中のため			
返還猶予申請額		円	猶予希望期間		●年 ●月から ◆年 ◆月まで
就業先	所在地	〒（ ）			備考
	施設名称				
	就業年月	年 月 日	電話番号		
	特定修学資金の免除に向けた就業の有無	該当する方に○ ☒ 有 ☐ 無	※県等の公的機関からの貸付は除きます。 ※免除に向けた就業に変更があった場合は申し出が必要です。		
		就業場所		1 市内 ・ 2 安房郡内	

参考：返還免除が不適用になる場合の規定

館山市看護師等修学資金貸付条例

（返還の免除）

第 9 条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金（以下「貸付金」という。）の返還すべき債務を免除するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

館山市看護師等修学資金貸付条例施行規則

（返還免除の不適用）

第 11 条 条例第 9 条第 1 項本文ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後（借受人が修学資金以外の当該養成施設における修学に伴う貸付け（国及び他の地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金を除く。以下「特定修学資金」という。）を受けた場合において、当該特定修学資金の返還の債務の免除を受けるためにその貸付条件で定められた医療機関等で従事した期間（以下「特定従事期間」という。）があるときは、当該特定従事期間の経過後（特定従事期間の経過前に、当該医療機関等における従事を止めたときは止めた後、特定修学資金の返済により特定従事期間が消滅したときは消滅した後）、直ちに安房郡市内において継続して借受相当期間に看護師等の業務に従事しなかった場合

